

家庭科の男女共修をすすめる会

会報

'83 夏

連絡先

東京都渋谷区代々木2-21-11
婦選会館内 T151

振替 東京九一―一九一八九一

発行 一九八三年六月一日

一九八三年度総会開かれる

一九八三年度総会は、四月二日、婦選会館で開かれました。

夫と妻の家事分担について、神奈川県の人教養セミナーの会の井上節子さんに報告していただいたあと、活発に意見がかわされ、一九八二年度総括と決算は報告通り承認、一九八三年度運動方針、予算、世話人は提案通り決定されました。

八三年度の運動方針は全体として八二年度の方針をひきつぐものですが、特に新しくかかげられたのは「教育内容の検討」というこ

とです。「会」は研究団体ではなく市民運動の団体なので、内容については、これまでは「情報交換をすすめる」というだけの方針でやって来ましたが、具体的に共修をすすめるためにも、中教審での検討のためにも、教育内容を積極的に考えることが必要になって来たのです。

八三年度にはまた、各地域での運動を強めること、会員をふやすことにも力を入れます。ぜひご協力をお願いします。

全国交流集会は八月四日に

昨年は高校の問題を中心に全国交流集会を開きましたが、今年は中学からの報告を中心

に、八月四日に交流集会を開きます。詳細は16ページをごらんください。

もくじ

一九八三年度総会報告	(2)
連絡会報告	(8)
男女共修「家庭一般」内容検討会	(9)
「We」一周年公開セミナー	(10)
高齢化社会をよくする女性の会発足	(10)
校長会も家庭科教育の将来像を研究	(11)
「女子のみ必修」はもうおしまい?!	(12)
世話人会報告	(13)
知事候補も共修賛成	(14)
長野県・共学校交流会議について	(14)
姫路の家庭科男女共修勉強会報告	(15)
全国交流集会のお知らせ	(16)

グリーンパンフをどうぞ

昨年の交流集会のレポートをまとめたパンフレット「こうしてひらいた共修への道——家庭一般を中心に——」をどうぞ参考にしてください。高校での共修の実践例、うまく行かなかった例、成功例などが一冊にまとまっています。通称はグリーンパンフ、緑色の表紙でB5版32ページ、一部三〇〇円、送料は一部一七〇円です。お入用の部数を郵便で事務局へおしらせください。

井上節子さんの報告

夫と妻の家事分担(要旨)

これまでの家事についての調査は、家事時間等に関するものが多かったが、私たちはイギリスで出された「家事の社会学」(翻訳もあり)という本を参考に、「家事は男も女も社会もそれぞれが分担すべきもの」ということを基本にしてアンケート調査を行った。対象は神奈川県を中心に約六〇〇名の主婦。「専業主婦」(約半数)、「常勤」、「パート、内職、自由業等」に分けて分析した。

「女が働くこと」についての質問に対して専業主婦の七五%は「子育て中は家事育児に専念すべき」、あるいは「能力のあるものだけが働けば」と答えている。しかし「職業を持っていない人に伺います。その理由は」とたずねると、「女は家事育児に専念すべき」という答は減って二九%、多くの人が「働き

たいけれど働けない」(職がない、家族の反対、子どもや老人がいるため、など)と回答、自分が専業主婦であることを全面的に肯定してはいないようだ。

「私は主婦です、という意識はあなたの意識の中でどの程度の位置(重要なこと)でしょうか」という質問に対する回答をみると、専業主婦は働いているひとに比べて圧倒的に主婦であることを重要に考えている。

夫の家事分担については、私たちは「分担している」「分担していないが良く手伝う」「分担していないが少し手伝う」「少しも手伝わない」というように分けた。グループの中で議論して、「分担」と「手伝い」は違うものとした。夫が家事を「分担している」という答は専業主婦では僅かに六%、特に三十代が少くて二%、六十代がむしろ多かった。「良く手伝う」は一三%、「少しは手伝う」は五三%、「少しも手伝わない」二七%。二十代は「分担している」は僅か七%だが「少しも手伝わない」が他の年代と較べて最も少く一四%、やはり若い年代は家事を夫婦でや

るようになって来ているのだろう。

夫が仕事のために家を出ている時間を調べてみると、平均一二・五時間、最長は一七時間、こういう勤務状況では妻は専業主婦にならざるを得ないと言える。神奈川県は専業主婦の多い県だが、これは収入が比較的良好にも、通勤距離の長さとも関係しているのだろう。

専業主婦の夫がする家事のトップは二十代から五十代は買物。ところが余暇についての質問に対して「夫と買物を楽しむ」という回答が多く、買物は「楽しみ」でもあって、結局夫は大して家事を分担してはいないようだ。働く主婦の場合、夫が家事を「分担している」のは、パート、内職では八%、常勤はかなり多く二二%。「手伝わない」のはパート、内職二九%、常勤一七%。

常勤を更にこまかく分けてみると、夫が家事を「分担している」のは、民間で働く人が二六%と最も多く、次が公務員で二三%、次いで教職員二二%、看護婦は一三%と低い。常勤で働いているのに夫が「少しも手伝わない」のは、民間、教職員は一三%と少く、公務員は三八%、看護婦は二二%。常勤の人の夫がする家事の内容は掃除がトップで二番目が買物。

「男が家事をしたり子どもの世話をすることについてどう思いますか」という質問に対しては、常勤の人の六六%が「当然」と回答。その理由は「夫の思いやり」「女の仕事を理解するため」「男の生活自立のため」「子どもの非行がなくなる」など。この六六%が多いか少いかについてはグループの中で論争になった。

私たちの調査の中で、新聞などで「おもしろい」と言われたのは「夫のせわ」という項目。こんな項目を入れると「ふざけるんじゃないよ」というような書きこみがあるだろうと予想したが、まじめな回答が出て来て驚いた。長い人は六時間と回答、平均は二二・五分、専業主婦の平均は四五・二分。常勤の人は殆んど書きこまないだろうと思ったところが、三五%の人が書きこんでいる。

男性に「あなたはどんなせわを受けているか」ときくと、「せわなんかかけていない」と答える人が多い。夫は身のまわりのことをしてもらっても「あたり前」だと思ひ、妻の方は「せわ時間」を意識しており、夫と妻の関係はイビツなのではないかと思ふ。

障害者についても別に少し調査したが、健康者が「女は家事をするのがあたり前」と考え、実際に女が一手に家事を引き受けること

は、障害のある女性に対して大変な加害性を持つていてのではないかと思う。障害があっても家事さえできれば女は何とか結婚の中で生きていけるが、家事ができなければ結婚もできない。途中障害で家事ができなくなれば離婚されてしまうことが多い。障害児を持つ母親は働いて自立することは全くできない。「女が家事をする」という社会制度、社会通念をこわしていかなければだめだと思う。

(文責・梶谷典子)

話し合い

報告に関連してさまざまな話題、意見が出ましたが、一部をご紹介します。

◆妻が「夫のせわをしている」と思うのは、夫が「妻を養っている」という意識と似ていてのではないか。

◆主婦であることに胸を張っているようでも、意識の底に歪みがあるので「台所症候群」が生まれ、主婦のアル中がふえている。神奈川県では最近特に主婦のアル中がふえている。

◆神奈川の主婦は男性の求める女性の理想像に近い。学歴が高く、世帯収入が多く、文化的な雰囲気もある。そうしたなかでむなしさを感じているのではないか。

◆夫の勤務時間が短いために妻が働きに出られないというケースもかなりある。結局のところ、妻が働くということと夫の勤務時間とは関係ないのではないか。

◆障害者訓練センターの指導員も役割分担意識にとらわれていて、「女は家事ができなければだめですよ」などと言う。

最近の情勢について

八二年度総括に関連して、次のような報告がありました。

★中教審には教科書小委員会と教育内容等小委員会があるが、教育内容等小委員会では、一昨年一月から教科ごとに参考人として専門家を呼んで話をきいている。職業教育・技術教育の専門家は二人呼ばれたが、家庭科関係者はまだ呼ばれていない。どうやら家庭科については意見をきかないまま、まとめの段階に入るらしい。

★中教審で家庭科について検討するのは七月頃だときいていたが、状況が変わったのかもしれないということで高村会長に電話してみたところ、特に変わったことはないという話だった。(12ページ参照)

一九八二年度 運動のまとめ
一九八三年度 運動方針

報告・提案 和田 典子

報告、提案通り、次のように承認・決定されました。

一九八二年度運動のまとめ

八二年度の運動方針(次ページの八三年度方針の中の★の項目がないだけ)の各項目について、具体的な活動(詳細は省略します。会報'82夏、'83春を参照してください)がすすめられ、次のように総括できます。

- a 各方面にわたって、多様な活動を展開し、運動のひろがりや深まりが進んだ。
- b 連絡会レベルで文部省、外務省の見解をあきらかにできたこと、中教審の高村会長にはたらきかけて今後の手がかりが得られたこと、全国交流会を成功させたこと(新人の世話人の努力が大きい)、多様な形で運動が草の根レベルまで浸透して来たこと、グリーンパンフとして実践の内容を収録できたこと、自治体レベルの行動計画に共修が位置づいて来たこと

新年度の課題

八二年度の活動にてらして、次のことが新年度の課題と考えられます。

- a 会員をもっとふやすこと。
- b 各地の世話人を中心にして定例会をもち、共修をめぐる動きを世話人会に反映してもらうこと。
- c 中学校を中心にした交流集会を開くこと。
- d 共修家庭科で教える内容についての検討をすすめる。

この点を考慮して八三年度の運動方針を次の通りとします。

(★は八二年度の方針になかった項目)

一九八三年度運動方針

●基本方針

全国の中学・高校で、家庭科の男女共修を実現させることを目的とする。

●具体的な活動

1. 差別撤廃条約批准に向けて

と、などは八二年度の大きな成果である。

C 世話人に若い行動力のある新人をむかえることができ、「会」が活力をました点は明かす。

d 印税のキャンパやパンフの売上げなどで財政的にも安定してきた点も成果である。

八二年度の運動方針にはかかげられていなかったけれどとりくんだ活動もあります。

- (1) ちらしのアピール文を改訂した。
 - (2) 夏の全国交流会をまとめてグリーンパンフを発行した。
 - (3) 共修という用語について検討を加え、「会」としての統一見解を明らかにした。
- 次のことは八二年度の運動方針にかかげられていながら、実行できませんでした。八三年度に実行したいと思います。
- 4-1 高校の共修状況について、地域毎に調査をすすめる。

(イ) 男女共修を教育課程に盛りこませるために、ひきつづいて運動をすすめる。

(ロ) 日本大会の決議を実現させる運動に協力する。

(ハ) 国連婦人の十年推進議員連盟に働きかける。

(ニ) 他団体との連帯につとめる。

★(ホ) 共修家庭科の教育内容を検討する。

2. 組織の拡大強化

(イ) 新会員一〇〇名を目標に会員の拡大につとめる。

(ロ) 各集会で配るなど、ちらしを活用する。

(ハ) 世話人を中心に地域や全国規模で交流の場を持つ。

(ニ) 世話人の増員をはかり、世話人会を定期的に開催し、記録をのこす。

(ホ) 会報を年四回刊行する。

★(ヘ) 会員のいない県に対して、教員養成大学に働きかけるなど、積極的に「会」の宣伝をする。

★(ト) 会員名簿を整理し、発行する。

3. 世論に訴え、理解を深めるために

(イ) パンフやリーフを積極的に販売、配布する。

(ロ) 「家庭科、男子にも」をうりひろめる。

総括についての質疑

Q 優性保護法改「正」の見通しは？

A 婦人の運動のおかげで今国会には提案されないらしいが、今後も油断はできない。

運動方針についての意見

◆内容に目を向けたことを評価する。現場では具体的なことを手とり足とり教えないと第一歩が踏み出せない。内容面の宣伝を大いにしてほしい。

◆家庭科イコール料理裁縫というイメージが共修実現の妨げになっているので、内容についての統一見解を持って説得したい。

◆パンフレットを使って説得すると効果的。

◆地域での活動をもっとすすめるべきだ。地方でも例会をやってはどうか。そうすれば会員もふえる。

◆技術科の先生には家庭科の運動、婦人団体の運動に批判的な人が多く、その影響が家庭科の学生に及んでいる。協力し合って運動がすすめられるようにしたい。

◆マスコミにももっと働きかけるべきだ。

(イ) 集会を開催する。

(ニ) 他団体の集会でアピールする。会員が所属する他の団体にも働きかける。

(ホ) マスコミ、ミニコミに積極的に働きかける。

(ハ) 各地の婦人情報センター等と情報を交換する。

4. 共修を具体的にすすめるために

(イ) 男女共修に役立つ資料や教科書を紹介する

(ロ) 共修家庭科の授業参観を行う

(ハ) 高校の共修状況について、地域毎に調査をすすめる。

(ニ) 行政の不当な介入や共修妨害の事例を調査し抗議する。

★(ホ) 各地の世話人を中心に集会をもち、共修の動きを世話人会で把握する。

★(ヘ) 中学校を中心にした共修の交流集会をひろく。

5. 行政への働きかけ

(イ) 文部省、総理府等に必要に応じて働きかける。

(ロ) 地方自治体に必要に応じて働きかける。

6. 財政基盤の確立

(イ) 会費の滞納者をなくすように努める。

(ロ) キャンパをあつめる。

収入の部			支出の部		
	1982年度 入 金	1982年度 予 算		1982年度 支 出	1982年度 予 算
前年度繰り越し金	472,446	472,446	①集 会	54,610	134,000
会 費	998,500	1,000,000	〔会 場 費 案 謝 状 礼〕	14,610	40,000
カ ン パ	41,810			40,000	24,000
雑 収 入 会 (集会参加費、 報 etc)	32,350		②会 報	437,640	448,000
計	1,545,106	1,472,446	〔印 刷 費 送 搬 費〕	264,400	260,000
				168,000	182,000
			5,240	6,000	
			③維 持 費	309,600	309,600
			〔事 務 所 代 アルバイト代〕	69,600	69,600
				240,000	240,000
			④婦人年連絡会 分 担 金	15,000	15,000
			⑤交 流 会 補 助	35,100	
			⑥通 信 費	81,730	
			⑦チ ラ シ	19,400	
			⑧雑 費	25,750	150,000
			〔封筒, コピー代 紙代, ect〕		
				⑨世話人会発送費	
			⑩調 査 費		150,000
			⑪予 備 費		244,846
			計	968,830	1,472,446

予算、決算も報告、提案通り承認、決定されました。
 ★パンフレット、本は一種類づつ別会計になっています。パンフレット会計の「収入」とは、八二年度中の利子です。
 ★八二年度世話人会発送費の支出がなかったのは、発送担当者のカンパによります。
 ★八三年度予算中引越費用とは、婦選会館改装のとき荷物を持出すための費用です。
 ★八三年度予算による会員名簿は、今までよりお金をかけてコンパクトなものにします。

パンフレット	売り上げ	収 入	支 払	合 計
一 問 一 答	28,350	8,150		36,500
オ レ ン ジ	24,300	2,672		26,972
ピ ン ク	25,200	11,028		36,228
男 子 に も	499,016		480,000	19,016
グ リ ー ン			210,000	

収入の部	
'82年度繰り越し金	576,276
会 費	1,000,000
計	1,576,276

支出の部	
① 集 会 (4回)	134,000
〔会 場 費 案 内 状 謝 礼〕	40,000
	24,000
	70,000
② 会 報 (4回)	521,200
〔印 刷 費 送 料 運 搬 費〕	332,000
	182,000
	7,200
③ 維 持 費	339,600
〔事 務 所 代 アルバイト代 引越費用〕	69,600
	240,000
	30,000
④ 分 担 金	20,000
⑤ 交 流 会	100,000
⑥ 通 信 費	100,000
⑦ チ ラ シ	10,000
⑩ 調 査 費	150,000
⑫ 会 員 名 簿	50,000
⑬ 雑 費	80,000
⑭ 予 備 費	71,476
計	1,576,276

- 青山和世(東京) 香川敦子(姫路) 佐藤慶子(山形) 仁ノ平尚子(東京)
 菅谷薫(東京) 梶谷典子(東京) 佐藤美枝子(長野) 橋本登志子(岐阜)
 荒井美千子(前橋) 木下雅典(石川) 嶋田道子(東京) 馬場洋子(東京)
 石川由紀(東京) 木村温美(福井) 薄田タカ子(福岡) 半田たつ子(東京)
 大原八重子(新潟) 桑原芳子(東京) 立山ちづ子(熊本) 樋口恵子(東京)
 小田亜佐子(東京) 駒野陽子(東京) 中山昌樹(静岡) 前田朋乃(東京)
 小野塚サチ子(長岡) 斉藤節子(帯広) 森陽子(高槻) 〔まとめ 梶谷典子〕
 渡辺洋子(東京) 渡辺宏介(枚方) 和田典子(東京) 山下文明(川崎)
 八島紀子(東京)

国際婦人年日本大会の 決議を実現するための 連絡会からの報告

和田 典子

優生保護法改正問題について 厚生省との意見交換会

3月7日、参議院議員会館で公衆衛生局長三浦大助氏、精神衛生課長、野崎真彦氏、国会議員7名、婦人団体はから約一〇〇名が参加して話し合いをしました。

はじめ厚生省側から、前国会での公約に基いて法案作成中であること、国民的なコンセンサスを重視していることなど法案をめぐる現状について説明がありました。議員からは国会内でのとりくみや動きが報告され、そのなかである男性議員は「改正に熱心なのは生命尊重国会議員連盟のなかでも四人位」との発言や厚相の「経済的理由を削除するなどといったことはない」との発言があったこと、また「今国会での上提はむづかしい感触を得た」との発言などがありました。

また、参加者からは「地方議会での賛成決

議が内容もよく知られないまま行なわれていること」「決議の不採択や保留が配慮されないのは問題」「当事者である婦人の合意はえられていない」「喜んで生める条件づくりが先決」などと改訂反対の声があいつぎました。

この日の確認にもとづき、婦人団体は3月9日「優生保護法改正案の国会提案に反対する申し入れ」を厚生省に持参しました。

生命尊重国会議員連盟役員 への申し入れ

連絡会では、前記集會に先立って、各団体が手わけして「連盟」役員17名のほか村上正邦氏らに面会を求め「改正」反対の申し入れを行いました。その反応は「面会できない」とか「皆さんとは意見がちがう」とか「よく伝えます」など、さまざまでしたが広範な婦人たちが、改悪に反対していることを示すことはできました。「会」は全国友の会と同行して橋本龍太郎氏に申し入れを行いました。

国籍法改正について 公聴会で意見をのべる

3月14・15日に大阪会場で、25日に東京会

場で行なわれた標記の会に代表が出席して、意見をのべました。代表者は左の4名です。

大阪有職婦人クラブ会長 岩見 寿子
総評大阪地方評議会 篠原 借子
沖縄県婦人連合会々長 宮里 悦
東京YWCA 石井摩耶子

中曽根総理 大野労相への申し入れ

連絡会では、あたらしい内閣に対して「婦人差別撤廃条約の早期批准と国内行動計画の推進に関する要望書」を作成し、代表が首相、労相に面会して手渡し、要請しました。

代表の質問に答えて、中曽根総理から「優生保護法改正については自党内に小委員会を作って検討を行うことになった」旨の返答がありました。

△要望書の概要▽

「国連婦人の十年」も余すところ二年になった、条約批准と行動計画の実効をあげるよう超党派の婦人組織として左事項の実現を要望する。

一、婦人差別撤廃条約の一九八五年までの関係国内法の整備の促進

(一) 母性の社会的保障と男女雇用平等法

の制定、条件整備

(二) 男女の固定的役割分業の慣習を改め「家庭は男女が共に築く」という考え方を徹底するため家庭科の男女共修を実施するよう学習指導要領を改訂すること。(この項全文)

(三) 父母平等血統主義、帰化条件の平等

二、福祉と教育の充実

(一) 優生保護法を改正しないこと

(二) 保育所・学童保育の拡充、老人及び障害者福祉の充実

(三) 婦人の年金権、老後保障の拡充

(四) 1. 教育の機会均等を推進する中で家庭科の男女共修の実施及び女子の科学技術教育への参加を奨励すること。(この項全文)

2. 家庭及び子どもの養育について男女が共に責任を果すよう家庭、学校、社会において教育を行うこと。(この項全文)

三、婦人の労働権の確立

(一) 雇用の平等確保と差別の是正

(二) 母性保障の充実

(三) 労働条件の引き上げ

(四) 育児休業法の制定

(五) パートの身分保障と差別是正

四、行政改革と婦人関係行政の強化

(一)、(二)、(三) 略

五、政策決定への婦人の全面参加

(一)、(二)、略

六、戦争のない平和な社会の実現

(一) 改憲をしないこと

(二) 軍縮と核兵器の廃絶

七、国際協力の推進と「第二次国連婦人の十年」の提唱

(一)、(二) 略

家庭生活問題研究協会 「男女共修「家庭一般」 の内容をどう編成するか」 検討会のようす

(83・3・23)

和田 典子

国際婦人年以降、民間婦人団体は一致して家庭科の男女共修を要求してきました。ところがこの点についての支持がひろがるにつれて「共修家庭科で何を教えるか」が話題にのぼりはじめています。

一方、中教審でも教育課程の審議がはじまり「女子必修をつづけることは無理」とみる見解や「共修家庭科では家族道徳を教えるべきだ」といった意見などが、きこえはじめています。

そこで、社会法人家庭生活問題研究協会では家政学会や研究者に表題について原案の提示を依頼しました。ところが、どの学会、個人も「試案はもっているが、まだ発表の段階ではない」と応じてくれなことがわかりました。

そこで前記「協会」では、わたくしどもの「会」によびかけ、行政側からは農林省生活改善課を招いて、研究協議会をもちました。

「会」からは和田が出席。ピンクパンフとオレンジパンフを用いて、男女共修家庭科の実践例を紹介し、内容試案のいくつかを紹介しました。これを受けて永年にわたって農村の生活改善を指導してきた前課長塚本美恵子氏は、行政側の四本の指導内容を出し、これらを受けて参加者は意見を交流しました。

協議の結果は、「協会」の升本順子氏によってまとめられていますので、遠からず四八団体に原案として提起される予定です。

なお、当日報告された農林省の生活改善の指導内容は、

1. はたらく者の健康の維持(衣食住等)
 2. 資源の合理的運営(家計、生活設計)
 3. 次の世代をつくるために(母性保育)
 4. 民主的な家庭生活(時間・労力など)
- の四項目でした。

We 一周年 公開ゼミナールに 参加して

八島 紀子

三月五日、「学校をよみがえらせよう——家庭科の窓から」と題して、新しい家庭科「We」の公開ゼミが開催された。「We」の会の経過報告、紙芝居、パネルディスカッションと盛りだくさんのプログラムが展開され、集まった百八十名の熱い意見が交わされた。

まず、「We」の会世話人の野村康子さんが「We」誌誕生の経過報告と、読者数等について話され、「We」が一人一人の意見を大事にし、自由に意見の言える場であってほしいということ。この催しが、昨年の夏合宿で小中学生から大人まで大いに語り、語り尽くせないことを集まって話し合いたい。それと、校内暴力など悲しい出来事が次々起こっているが、是非、家庭科を通して、学校を考えていこうと企画されたことを述べられた。

次に、ますのきよしさんが、先に、藤沢の村岡小学校で町のおじさんが授業をしたらどうなるかと興味を持ってやった紙芝居「家族ってなんだろう」を見せてくれた。大人たち

も子どもに戻った気分です、絵の美しさ、自分たちの家族について考えながら楽しんだ。最後のパネルディスカッションでは、家庭科を通して学校をよみがえらせようと五人のパネラーが意見を出し合った。

編集長の半田たつ子さん、家庭科教師の荒井紀子さん、福田三津夫さん、母親の渋谷路世さん、フリージャーナリストのビヤネール多美子さんがそれぞれの立場から、現在の子どもたちは一番知りたいことが学習されていないとか、教師、市民とのパイプが切れていることが問題なのではないかと話された。荒井さんは、教師も管理されて自由がない。福田さんは、家事、育児は男女でやるもので、家庭科がほとんど女教師なのはおかしい。つれあいやその友人に教わって授業をしている。いたずらっ子の方が、家庭科で活躍する。などと、家庭科が、伸び伸び授業を出来ることを紹介した。

ビヤネールさんは、スウェーデンと日本の家庭を比べて、日本では、問題が起きると女は家庭に帰れとか、学校の管理体制を強めるとかの対応しかない。大人が子どもの立場で考え、問題を解決してほしいと語った。

その後、会場から、家庭科で家の問題を扱う時、暗い面をどう扱うかや、学校をよみが

えらせようというが、今の学校制度を前提としているのかなど意見が出され、それに対して、教師は自分でも解決出来ない問題を、心を開いて子どもに語っていきながら、解決へ道を創るとか、今の学校の中でも、みんなが本音で語り合えば、まだやれる部分があるのでは……。とパネラーが答えた。しかし、一つの答えを出すには、あまりに問題が複雑で、参加者一人一人が課題を持ちながら、終了した。

Weでは更に、八月十九、二十、二十一日の間、江の島の神奈川県立婦人総合センターで夏期フォーラムを開催する予定。

“高齢化社会をよくする 女性の会”発足

嶋田 道子

3月18日、東京霞ヶ関ビルの東海クラブで「高齢化社会をよくする女性の会」の設立総会が開かれました。

昨年9月10日、大変な熱気をはらんで行われた第1回シンポジウム同様、会場は全国から集った参加者でいっぱいになりました。昨年のシンポジウム以後、この会を1回だけのものにしたく

ないというみんなの想いがつよく、今回の設立になったわけで、会員には家庭婦人、ボランティア活動家、学者、評論家など多様な人たちが、高齢化社会をよくする、という同じ目的に向かって一緒に歩みだしたわけです。

高齢化社会とはすべての人にとって未知のフロンティアです。老いにより近く、より長く、より重くかわかるのは女性たちだという自覚のもとに、女性の視点から、男女とも豊かな生活を全うできる高齢化社会の創造を模索してまいります。

共修をすすめる会とも情報交換や共闘など強い連帯ですすんでまいります。

校長会も家庭科教育の 将来像を研究

—全国高校長協会

—家庭部会報第61号より—

芦谷 薫

差別撤廃条約批准を眼前にして、家庭部会でも、条約無視はできないとし、条約の研究に取り組み、さらに「家庭科教育の将来像委員会」を作っています。将来像委員会は五十

七年度中に六回の会合をもち、内四回分の報告が誌上に発表されました。

それによると、話し合われたテーマは、①高校教育の中で男女の特性をどう考えるか②家庭の機能をどう考えるか③どういう家庭を望ましいと考えるか④どういう家庭教育が必要と考えるか⑤望ましい家庭作りに必要な教養は何か⑥前記テーマのうち学校教育でとりあげる内容は、というものです。

特性に関しては、家庭科教師対象のアンケート結果は特性ありとするものが圧倒的、男女異質平等で特性を伸ばすべきだとしています。その論の上にならって、男子も家庭科を学ぶことを考えるべき、従来の女性が主たる家庭経営者であったこと——この特権を原則として放棄する必要はないが、男子がそれに協力する家庭を近い将来の家庭のモデルにしようというのが結論でした。

又家庭生活の変化に伴う問題に対応した家庭科教育でなければならぬと指摘してはいますが、「思いやり」「心のきずな」「心を学ぶ」といった心がけが何度も出され、子を産み育てることの大事さゆえに、特性に応じた父母の役割の重視、老人や子どもの弱者を大切に、地域と連帯する家庭などの内容は、自民党の家庭基盤充実政策をおもいおこさせ

ます。

生涯教育の面から、男子も自立するために家庭科履習が必要という意見と、男女の役割分担を考える側からは、履習を押しつけるのは好ましくないという意見があることも報告されている。

この報告に対する質疑で、長野県月高校の校長より、家庭科教員の実態を「若い先生は家庭科は科学であることを大前提として、新鮮で柔軟な考え方をしますが、50歳以上の先生は技術偏重、はつきりした目的意識をもたず、生徒に忍耐を押しつける傾向がある」と現場での問題が指摘されていた。このような実態をきちんと認識し受けとめる校長もいるかと思えば、三重県の校長のように、家庭科教師へのアンケート結果に表われた特性はないとする一割の意見は、政治の流れにのっているのではという意見を出す人もいます。

又理事会では、自民党の58年党運動方針中「条約批准の問題点となっている学校教育の『家庭科』を男女共修とするための作業の督促」が問題とされています。これより以前に出された自民党政調会国連婦人の十年に関する特別委員会報告では、「家庭科教育に対する両省の意見調整を図ること」となっている

わけですが、文部省の担当者も知らないうちに方針が変更になったのではとする見方と、それ程変化はなく、できるだけ男子にも履習させたいということではないかという意見とその受けとめ方が様々であることを述べています。そして外務省の考えがもし変わらぬ時はどうなるのかということまで考えておかねばならないと、政府の動きに注目し家庭部会としても対応しなければならぬと今が重大な時期であることを呼びかけています。

総会では、栃木県の県立高校男子生徒のアンケートが発表されています。それによると、1/2の男子が「家庭一般」を履習したいと希望し、その理由の一位は「人間として生きていく上必要」で約半数が挙げています。また履習しない理由のうち「男は外で仕事をすればよい」「家庭科は女子の教科」は共に12/13名でした。

「理科教育及び産業教育審議会」が「高等学校における今後の職業教育の在り方について」審議をした経過報告を57年12月24日に出しました。家庭科に関しては、チラッと出てくるだけで、素通りという様なものでした。これに対し、家庭部会では、意見書を文部省職業教育課長宛に出しています。内容の主な点は、女子の職業教育の方向が商業教育推進

に片寄っている、家庭に関する科目の履習が不要だといっているように読みとれる。生産流通だけでなく、消費部門に係る家庭科の重要性に留意せよ、産業教育の一翼を担って

「女子のみ必修」はもうおしまい?!

梶谷 典子

高校長協会も家庭科を現状のままにしておくことはできないと認識するようになったようです。

全国家庭科教育協会の機関誌(二月発行)に掲載された西村章さん(家庭部会理事長)の文章にもそのことがあらわれています。西村さんは男女の特性ということを強調しながらも、高校の家庭科教育は「女子教育を標榜した教育を経て、男子の履習をも考慮し、実践的体験学習という広い人間教育へと進展してきているのである」と書き、「男女が協力して築く家庭を考えると、男子の家庭科履習の問題を避けて通るわけにはいかない」としています。しかし、このままでは男女選択になってしまおうと心配し、「現実を直視しない家庭科の先生方の共修論の共鳴」によってこうした危険が出て来たかのように述べています。校長会が早くから世の中の動きを直視して男女必修を主張すれば、事態はもっとよくなっていったでしょうに……。

いる家庭科教育の専門家が委員会のメンバーにいないのは、職業教育の在り方の検討に際して欠陥を生じるという四点でした。

文部省も態度を変える、近く何らかの発表があるというような話が伝わって来たこともあります。今のところそのような発表はありませんが、校長会の姿勢と文部省の方針は無関係ではないはずですが。

問題は「男女必修」か「男女選択」かというところに移りつつあり、「男女必修でやれるような内容にできるのか」ということが問われています。いわゆる48団体でも、共修を主張するからには内容も検討しようという動きが出て来ました。(9ページ参照)

家庭科はこれだけ問題になっているのに、中教審の「教育内容等」小委員会では、家庭科をとばしたまま各教科についての意見聴取を終えてしまいました。五月からは幼稚園、小学校、中学校というふうに各学校段階での教科構成のあり方などを審議するそうですが、「男女平等」や「生活教育」の問題が重視されるよう、「共修」についても検討されるよう働きかけが続けたいと思います。

世話人会報告

△三月二十六日▽

●報告事項

- ◆48団体連絡会、厚生省と意見交換会をめぐって
- ◆共修家庭一般の内容をどうするか、家庭生活問題研究協会、日本退職女教師連合会と「会」の協議会があった。
- ◆高校長協会家庭部会事務局局長が「ほんとうは共修にしたいが、選択になるだろう。女子必修は時代遅れ」と言っているとのこと。
- ◆教課審関係では三月十一日技術・職業について参考人と呼んだ。あと音楽・体育で終わりという。家庭科は呼ばない様子。
- ◆会費二年間滞納の人一二人。はがきできいそくし、未納の場合、会員から削る。
- 協議事項
- ◆総会の打ち合わせ。
- ◆世話人の仕事、分担―地方の世話人の方にパンフ、単行本をお預けし広めていただいたいどうか。首都圏世話人の役割分担。
- ◆中学校を中心に全国交流集会を開きたい。関西で引き受けていただけるとありがたい。(半田たつ子)

文教委員へ手紙

参院選直前ではありますが、国会にはこれから強く働きかけて続けたいと、衆参両院の文教委員全員に手紙を出して、家庭科の男女共修実現への協力を要請しました。

△四月二日▽

★中学校を中心にした交流集会について

昨年の高校を中心にした全国交流集会を引き続き、今年は中学校中心の交流集会を開催しようという計画。第一案として関西を中心にした全国交流集会を考えた。しかし、関西の世話人の方に問い合わせていた半田さんから「計画をたてた時が遅く、今回は残念ながら準備期間からいっても無理。この次にはぜひ」という関西の方の返事をうかがった。

そこで今年も、一日使い東京で開催することに決定。報告は、食物、保育、被服、住居の各領域から。(詳細は16ページ)

△五月八日▽

●報告

- ◆婦選会館改装に伴う会の荷物移動について。(会館内の移動です)

これまで国連婦人の十年推進議員連盟には働きかけて来ましたが、文教委員への働きかけはじめてです。参院選の結果をみて、更に強気に働きかけようという計画しています。(梶谷 典子)

- ◆家庭部会報61号、ZKK会報より校長会の動向(11・12ページ参照)。
- ◆埼玉県教組婦人部の共修への取り組み。
- ◆教育系大学教官への会のアピール文(83年度運動方針2-1)関連―5ページ参照

●協議

- ◆夏の交流集会について、内容、担務等。
- ◆衆参両議員文教委員への働きかけ(右のこみ参照)
- ◆共修内容の検討について(6月4・5日泊りこみで検討) (芦谷 薫)
- △六月四日・五日▽泊りこみで世話人会を行い、共修家庭科の内容について検討しましたが、詳細は次号で報告します。

◆新世話人

総会後、浦和の榎本福子さん(公民館勤務)と川崎の持田ナミさん(成蹊中勤務)が世話人になることを申し出ていただきました。

◆共修については、各地で、組合レベルや個人的な集まりなど、いろいろなかたちで研究がすすめられていると思いますが、皆さんの地域ではいかがでしょうか。今回は長野県と姫路から報告をいただきました。

長野県 共学校交流会議 について

長谷川美子

長野県では、男女共学が新教育課程において家庭一般実施校21校、選択家庭科実施校32校と、大学受験、民主教育の危機をほらむ厳しい条件の中で大きく前進しました。この推進役となったのは、長野高教組教文会議、および教文会議家庭科研究会です。この研究会の中に、男女共学の推進および内容のより充実をはかる目的で、共学校交流会がおかれており、実践交流をおこなっています。

今回の交流会は、2月19日に開かれました。新教育課程初年度ということで、該当校へは予め・今までの反省・感想、・工夫している点、・困っている点、・交流会でやってほしいこと、・参考となる本、資料の紹介……等

こと、参考となる本、資料の紹介……等についてアンケートをおこない、まとめて発表できるように準備し、また、全国教研で出されたレポートの抜粋等の資料も用意して、各校からは年間指導計画、実施内容、教材、資料、生徒の感想などを持ちよっていただき、できるだけ具体的な交流会になるように計画しました。

当日は11校の参加がえられ、資料も30をこえました。各校の実情、感想等を出しあう中で、選択とのからみ、生徒間の個人差（生活経験、いきごみ）、実験・実習の教材、各領域のとりあげ方、あつかい方……等々の問題が出され、それに対して、各々の学校で工夫している点などの交流をおこないました。工夫している点では、教師手製のワークブックを分野別に作っている。新聞よりテーマをきめて記事をおつめさせて少ない授業をおこなっている。スライド、映画を活用して視覚にうったえる。資料集（教文会議作成）の活用……等々、各自の実践を通して交流会となり意義がありました。参加者は若い教師が多く、その中で、新任一年目は生徒の前で泣き、二年目は研究室でがまんし、三年目は下宿に帰って泣いた。四年目の今年、生徒から家庭科やってよかったと感想文をもらった、共学

知事候補も共修賛成

国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女性たちの会では知事選市長選立候補者25名に婦人問題についての質問状を出し、家庭科共修についても意見をきいたところ、この項について回答した11名のうち9名がはっきり共修賛成でした。他の2名、北海道の横路さんは「男であれば女であれ各人の要求や必要性に基づいて」学ぶべきだとし、大阪の亀田さんは「それぞれの学校で教師と生徒が」決めるべきだと答えています。（梶谷 典子）

をやって本当によかったという話には、参加者は皆、共感と希望を感じました。

長野県の共学も10年を越えいよいよ内容で勝負、よりいっそう充実していかなければなりません。家庭科をとりまくきびしい状況の中、同じ悩み目的をもつ仲間が集まって話し合い、励ましあい、鍛えあうという機会を多く持たたいものです。教文会議家庭科研究会では、共学校交流会をはじめ、年3回の全県学習会、各支部での研究会、県教研等々をおこなっています。今年度はまず六月末に、男女共学家庭一般の公開授業を計画しています。

姫路の 家庭科男女共修勉強会 報告

香川 敦子

家庭科の男女共修が社会通念として定着し、一部では実施されるようになると、表現する流れの弱いところでは何の刺激もなく淀んでしまふ。

81年岡大四年の高寄が卒業研究のテーマに共修問題をえらんで、香川に相談した。香川は兵庫女子短伊賀（家庭科教育法）と賢明女子短安野（家庭管理）によびかけた。三人が高寄の岡山県下中学での家庭科共修に対する教師、生徒、その親の意識調査を中心とした研究をたすけ、その調査を通して現場の情報を得る機会として月一回の会合をもった。これがこの勉強会の発端である。

姫路短大の卒業生の中学教師にアンケートを求めたり、会合への誘いかけをし、数人が随時参加して自分の学校の実情などを報告した。

82年高寄は姫路市の中学に就職したので、

香川は定年退職したが会合は四人を中心に続けている。Weの創刊後はそれらも話題とし、また兵庫県のWeの読者にアンケートをもとめ連携をとった。姫路の高校家庭科教師山下は、選択科目として男子生徒が食物などの履修を希望するもののある事を報告し、中学家庭科がどのように学習されているかわからないという疑問も出した。中高ともに、被服のものづくり主義、食物の献立主義の教材が多いことに批判的であり、中高が中途半端な繰返しではないかという考えもある。

82年夏には、神戸から高校教師入江、町田、西本が、二回参加し、兵庫県での、高校共修への底流はありながら、はっきりした共修の打出せていない現状、中学教師との交流の計画、その結果を報告し、勉強会は大いに励まされた。この自主的の中高連絡会は、各地区で行われたが、働きかけた高校側教師の考え方によつては、中学家庭科批判になったような反響もあった。しかし、このような連絡会が実質的話し合をして、中学では何と何と、高校ではという一貫性のある共修にふさわしい教育内容の模索に進んでほしいと思う。

社（東播摩）三宅の、三年・保育。加古川中部乾の一年、食物I。姫路、乾河野の三年、住居などの共修の報告は、地域により、生徒

親の受けとめ方に差はあるものの、教師がその気でやれば、共修は常に実りあるものであり、校長その他、他教科の教師の反ばつものないことが確認された。高寄は、一年食物Iと木工Iを共修で行ったあと、木工担当の教師藤井と共同で技術・家庭両者について全生徒の意識、希望を調査した。その後藤井は、会に参加し、女子も技術科を履修すべきであるという私たちの意見を了解し、高寄とのコンビで、共修についての理解を深めたといった。前述の調査によると、男子の1/3は、男子が家庭科を、また女子が技術科を学習することに肯定的である。女子は男子が家庭科を学習することには80%が肯定的であるが、女子が技術科を学習することには40%しか肯定的でない。しかし、男子に比べて、いずれも技術・家庭科学習に対する姿勢は積極的である。

83年二月甲南女子大藤坂学長に香川が面談し、義務教育では男女共修が当然であるから、文部省、教育委員会などの指示をまたないで、どこかでよく考えて三年間共修の実施をするという進め方が必要という意見をきいた。それで、四月からは、実施に対応できる、技術・家庭両系列の、領域の選択、授業時間の配分、教材の取捨などを、中学、高校の教師を含めて研究したいと思う。

全国交流集会のおしらせ

動き出した男女共修
——今中学校で

昨年、初めての試みとして行なった全国交流集会は予想を上回る参加者を得、二日間にわたり全国の仲間と男女共修について熱く語り合えたことは、会にとって大変貴重な経験となりました。また、報告集とも言うべきパンフレットへこうしてひらいた共修への道——家庭一般を中心に▽(グリーンパンフ)にその成果をまとめることができました。

引き続き、今年もぜひ全国の仲間とどう全国交流集会をひらきたいと思えます。昨年の交流集会の参加者から「中学校家庭科の問題をとりあげてほしかった」という感想が聞かれましたが、昨年不十分であった点を補なう意味もこめて、今年には中学校家庭科を中心テーマとして行ないます。

△相互乗入れ▽が三年目を迎えた今、中学校での男女共修の試み、現実を保育、被服、食物、住居の領域別に報告していただき、また職場の人たちとの協力、父母・生徒からの信頼をどう得たか、荒れる中学と言われる困

難な現実に向かっているかなど、ディスカッションしたいと思えます。

今年は一日の短い日程となりますが、限られた時間ながら、男女共修運動をまた一歩すすめるために語り、考え、討論を尽くしたいと思えます。昨年同様、よびかけていただくためのチラシを二枚お送りしますので、ぜひお誘い合わせの上、ご参加下さいますようお願いいたします。

●参加のために

日時 8月4日 午前十時～午後五時
会場 みやこ荘 (目黒駅下車徒歩五分)
参加費 八〇〇円 (資料代含)
テーマ 動き出した男女共修—今中学校で
参加受付 当日会場で行ないます。

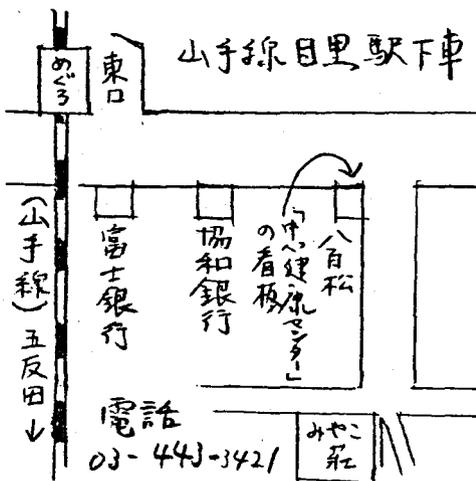
●すすめかた

9:30 受付
10:00 開会
報告

保育領域—榎田真澄 (武蔵野市立 四中)
食物領域—小川知子 (昭島市立福島中)

質問

山手線目黒駅下車



12:00 昼食・休憩

1:00 住居領域—持田ナミ (成蹊中学)
被服領域—森 陽子 (高槻四中)
保育領域—三浦和子 (福島県栗田中)

質問

5:00 閉会

お問合せ・ご連絡は会までハガキで、お急ぎのときは03(399)6326までお願いいたします。

(小田亜佐子)